令和4年度

定期監査(後期)結果報告書

令和5年2月

新宿区監查委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定に基づき、 令和4年度定期監査(後期)の結果に関する報告を決定したので、次のと おり提出する。

令和5年2月14日

 新宿区監査委員
 白
 井
 裕
 子

 同
 小
 池
 勇
 士

 同
 國
 井
 政
 利

 同
 井下田
 栄
 一

目 次

I	豆豆	左3	査の	の利	重	質	及	7	ľ []	的	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
Ⅱ 第				幾 を を				杉	<u>ک</u> اڅ	争																											
		1	臣	左查	の	対	象																											•			1
		2		左查																																	
		3	臣	左查	の	実	施	内	容			•								•	•	•		•	•				•					•			1
		4	臣	左查	の	主	な	着	眼	点	•			•																•		•	•	•		•	2
		5	臣	左查	の	実	施	方	法		•			•																•		•	•	•		•	2
第	2	ļ	監了	室の	結	果					•			•																•		•	•	•		•	2
第	3	,	まと	_ &								•									•	•							•					•			4
Ш		Ľ:	事																																		
第	1	ļ	監了	室の	概	要																															
		1	臣	左查	(D)	対	象	•	•	•	•	•		•	•		•			•		•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	5
		2	臣	左查	(J)	日	程	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	5
		3	臣	左查	の	実	施	内	容	•	•	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
		4	臣	左查	(D)	主	な	着	眼	点	•	•		•	•		•			•		•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	5
		5	臣	左查	(J)	実	施	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	6
第	2	ļ	監了	室の	結	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		6
第	3	,	まと	2	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
另		Ę	表																																		
	別	表	1	行	政	機	関	•	学	校	等	^	. T.)監	注	E 3	ž Į	員に	_]	7 2	5質	訂	問	日	程	•	項		•	•	•	•	•	•	•	•	7
	別	表	2	行	政	機	関	•	学	校	等	^	·O.)事	移	5月	引聘	货厂	員に	_ 0	よる	5 1	書ī	面	監	査	日	程	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	別	表	3	I	.事	監	査	日	程	及	U.	密	査	交		ĮΞ	_事	∓ (;	起	工.	金	額	į 5	00) ブ	jΕ	9 <u>J</u>	以_	Ŀ٥	り_	ΓĘ	事)	•	•	•	•	8
	別	表	4	監	査	対	象.	I.	事	(-	令和	ŧΠ	3 4	年	度	に	契	約	変	更	を	行	-	た	_]		事)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
貨	Ţ	¥	纠																																		
	88	1 7 ; }	/ - -	Ħ																																4	_

I 監査の種類及び目的

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査である。

新宿区監査基準第3条第1項第1号に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営 に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その 運営及び組織が合理的であるかについて、監査を実施した。

なお、本報告書は、監査基準第16条に準拠し、作成したものである。

Ⅱ 行政機関・学校等

第1 監査の概要

1 監査の対象

大久保第一・長延・西早稲田・早稲田南町の各保育園、北新宿・西新宿の各子ども園、榎町・北新宿の各子ども家庭支援センター、津久戸・江戸川・早稲田・富久・東戸山・天神・戸塚第三・落合第三・落合第六・西新宿・西戸山の各小学校、牛込第二・西早稲田・落合第二の各中学校、新宿養護学校、津久戸・早稲田・落合第三・西戸山の各幼稚園

2 監査の日程

令和4年9月6日(火)から令和5年1月26日(木)まで

3 監査の実施内容

令和4年度の予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況について、前述した監査基準にのっとり、法令への適合性、正確性、効率性、合理性を検証した。

また、監査の継続性と内部統制機能強化の観点から、前回(令和元年度)の監査で改善を求めた事項の改善状況について、各施設からの報告に基づき確認した。

4 監査の主な着眼点

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 収入及び支出事務は適正に行われているか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。
- (4) 現金等の出納保管は適正に行われているか。
- (5) 財産の管理は適正に行われているか。

5 監査の実施方法

監査委員は、監査委員の命を受けた事務局職員が行った監査の報告を受け、子 ども家庭部及び教育委員会事務局の関係課長の出席を求めて**別表 1** のとおり監 査質問を実施し、監査を行った。

事務局職員は、監査資料、関係書類、財務会計システム帳票等を調査するとと もに、各施設において自己チェックした公金等の管理状況を確認した。また、必 要に応じて関係職員から説明を聴取し、**別表2**のとおり監査を実施した。

第2 監査の結果

「第1 監査の概要」に記載の観点から監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかについて検証した結果、文書による指摘事項はなく、おおむね適正であると認められた。

また、前回(令和元年度)の監査で改善を要望した事項の改善状況について、 監査対象施設からの報告を確認したところ、約9割が改善されていた。

しかしながら、今回の監査において改善を要望した施設の割合が高く、これまでの監査においても改善を求めてきた事項の改善状況から、今後も継続して改善が必要な事項を「各施設で広く見られたリスク」としたので、次のとおり意見を付して述べる。

1 支出負担行為手続の誤りについて

支出負担行為手続の誤りについては、令和2年度及び3年度も「各施設で広く見られたリスク」とした事項である。

今回の監査においては、支出負担行為を見積書の徴取前に行ったものや、

必要とされる見積書が電子添付されていないもの、電子添付した見積書の原本性確認がされていないものが見られた。また、決定の過程で履行期限が経過したため支出負担行為を更正したものや、新聞等の継続購読について支出負担行為の決定がされていなかったもの、流用による予算措置の前に支出負担行為を行ったものなどを含めると、件数では令和3年度に比べて2割減となったものの、監査対象施設の5割で支出負担行為手続に不備が見られた。

支出負担行為は、支出の原因となる行為であり、法令上又は予算上の根拠を必要とする手続であることから、その事務処理に当たっては、十分に内容を確認し、適正な歳出予算の執行を行うよう徹底されたい。

2 支払の遅れや請求の遅れについて

支払の遅れや請求の遅れについては、令和 2 年度に「各施設で広く見られ たリスク」とし、これまでの監査においても繰り返し改善を求めてきた事項 である。

今回の監査において、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定された支払手続の処理期間を超えて支出していたものは1件であったが、履行完了から適法な請求を受けるまで相当期間を要していたものは、監査対象施設の3割で見られた。

請求の遅れは支払の遅れにつながり、請求がないことを理由に放置すれば、 予算執行上の事故を招く要因ともなる。各施設においては、業務の履行完了 後は事業者に速やかに請求書の提出を求めることはもとより、請求が遅れて いる場合には事業者に連絡等を行い、その経緯を記録して支出管理を行うな ど、迅速かつ適正な支出事務処理に努められたい。

第3 まとめ

定期監査(後期)の対象は、子ども家庭部及び教育委員会事務局が所管する保 育園や学校などの施設である。

今回の監査では、「支出負担行為手続の誤り」や「支払の遅れや請求の遅れ」を「各施設で広く見られたリスク」としたが、改善を求めた事項の総件数は、減少傾向にある。とりわけ、令和2年度及び3年度に「各施設で広く見られたリスク」とした「随意契約における競争性の確保」については、短期間に同種の随意契約を複数締結した事例が大幅に減少するなど、改善が見られている。

しかし、前述したとおり、なお改善すべき事項が多く存在する。

監査委員は、内部統制の強化を図るため、定期監査(後期)において、平成30年度から施設を総合的に統括する各部局の所管課長に対して質疑を行うこととし、今年度で5年目となる。この間、各部局では、施設への巡回指導や現場を支援する非常勤職員の配置、マニュアルの整備等を行い、適正な事務処理の浸透やチェック機能の向上に努める取組等により、管理監督者に内部統制の意識の向上が見られるなど、監査手法の見直しの効果が現場においても浸透しつつあることが見受けられる。

また、監査と連動した内部統制機能の強化として、会計室では、「会計だより」により請求遅延に係る取扱いの周知等を行うほか、契約主管課では、新たな取組として、「職場研修用ワーク」の配付による各部局のOJT支援を開始するなど、全庁的に実効性のある取組が見られていることは評価できる。

今後も区は、監査結果をすべての部局で共有し、新たな取組を活用・検討する ことにより、各部局におけるリスク管理の徹底を図り、監査と連動した内部統 制の運用・強化に更に取り組まれたい。

Ⅲ 工事

第1 監査の概要

1 監査の対象

総務部施設課、みどり土木部道路課、みどり土木部みどり公園課、 教育委員会事務局学校運営課

2 監査の日程

令和4年9月6日(火)から令和5年1月26日(木)まで

3 監査の実施内容

- (1) 監査実施日現在、令和 4 年度実施の工事における施工中及び工事が完了した 起工金額 500 万円以上の工事のうち、**別表 3** の工事を対象として監査を実施し た。
- (2) 令和3年度に契約変更を行った工事(契約金額に変更のなかったものを含む。) のうち、別表4の工事を対象として監査を実施した。

実施件数の内訳は、次表のとおりである。

工事監査実施件数 (単位:件)

	500 万円以上の工事	契約変更工事
総 務 部	6	9
みどり土木部	2	2
教育委員会事務局	0	1
合 計	8	12

4 監査の主な着眼点

- (1) 事業計画や工事の施工計画が適正に行われているか。
- (2) 工事の設計(変更を含む。) は適正に行われているか。
- (3) 工事の積算は適正に行われているか。
- (4) 契約事務は適正に行われているか。
- (5) 工事は適正に施工されているか。

5 監査の実施方法

監査委員は、監査委員の命を受けた事務局職員が行った監査の報告を受け、別表3の監査対象工事について、関係課長の出席を求めて監査質問及び実地監査を 実施し、監査を行った。

事務局職員は、起工、契約及び施工に係る関係書類を調査するとともに、必要に応じて関係職員からの説明聴取及び実地監査を行った。

また、工事現場における安全対策、第三者への危害防止措置、騒音・振動対策等について確認した。

なお、実地監査においては、現場と関係書類を照合し、施工状況を確認した。

第2 監査の結果

「第1 監査の概要」に記載の観点から監査した限りにおいて、監査の対象となった工事が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、合理的であるかについて検証した結果、文書による指摘事項はなく、おおむね適正であると認められた。

また、令和2年度及び3年度に改善を求めた施工中の現場における資格者の腕章等の不携帯、設置すべき標識の一部の未掲示については、改善されていた。

第3 まとめ

今回の監査においては、足場に、より安全に作業するための措置として特記仕様書で定めた幅木が設置されていないものが見られた。また、請負者からの提出書類について、施工体制台帳や施工体系図への記載の誤りや記載漏れが多く見られたほか、報告書等について、日付や記載の誤り、書類の添付漏れが見られた。

こうした安全の確保や書類の不備の改善は、これまでの監査においても継続して要望してきたものである。

区においては、請負者からの提出書類を十分確認するとともに、契約内容に変更が生じる場合は合理的な理由等を明らかにして変更の手続を行うなど、引き続き、適切な安全対策及び事務処理への指導・監督に努められたい。

別表1 行政機関・学校等への監査委員による質問日程・項目

実 施 月 日	質問項目
12月19日(月)	・契約事務について・支払事務について・服務について・内部統制に関する取組の現状と課題について

[※]質問は、監査対象施設を所管する子ども家庭部・教育委員会事務局の関係課長に対し実施した。

別表2 行政機関・学校等への事務局職員による書面監査日程

	実 施 月 日	施 設	名
I 期	11月 1日 (火)	大久保第一保育園 長延保育園 西早稲田保育園	津久戸小学校・幼稚園 江戸川小学校 早稲田小学校・幼稚園 牛込第二中学校 西早稲田中学校
期	11月 9日 (水) (11月15日 (火)	早稲田南町保育園 北新宿子ども園 北新宿子ども家庭支援センター 西新宿子ども園	富久小学校 東戸山小学校 天神小学校 西新宿小学校
期	11月16日 (水) (11月22日 (火)	榎町子ども家庭支援センター	戸塚第三小学校 落合第三小学校・幼稚園 落合第六小学校 西戸山小学校・幼稚園 落合第二中学校 新宿養護学校

別表3 工事監査日程及び監査対象工事(起工金額500万円以上の工事)

実 施 月 日		実施内容及び監査対象工	事	
9月29日(木) 10月 3日(月)	事剂	务局職員による監査対象工事8件の概要聴取		
10月14日(金)	*	所管課による工事概要説明及び監査委員による質問		
		新宿区立四谷中学校外壁改修等工事(1期) ※ (総務部施設課)		
10月19日(水)		契	2約金額	108,053,000 円
10月19日(水)		道路維持工事(その3)治水対策 ※ (みどり土木部道路課)		
		支	2約金額	53,075,000 円
		新宿西口大ガード橋脚展示スペース改修工事 (総務部施設課)		
	実	契	22約金額	13,420,000 円
	地	新宿区新宿清掃事務所屋上防水改修その他工事 (総務部施設課)		
	115	契	契約金額	17,629,700 円
10月19日(水)	監	新宿区立戸塚第三小学校外1校普通教室設置等工事 (総務部施設課)	事	
10月19日(水)		契	契約金額	24,442,000 円
10月26日(水) 12月 6日(火)	査	新宿区立戸塚第三小学校外1校普通教室設置に伴う (総務部施設課)	電気設備	事
		契	契約金額	7,663,700 円
		新宿区立富久小学校防球ネット改修工事 (総務部施設課)		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	叉約金額	28,600,000 円
		道路改良工事(早大通り第 I 期) (みどり土木部道路課)		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	叉約金額	84,117,000 円

※ 監査委員による実地監査

(注) 契約金額は監査実施日現在の金額

別表4 監査対象工事(令和3年度に契約変更を行った工事)

件名	変 更 内 容
新宿区立新宿コズミックスポーツセンタープールサイド床改	契約金額の変更(増額) 工期の変更
修その他工事(総務部施設課)	変更前 37,785,000 円 変更後 40,118,100 円
中落合高齢者在宅サービスセンター地域交流スペース設置	契約金額の変更(増額)
その他改修工事(総務部施設課)	変更前 57,970,000 円 変更後 58,858,800 円
中落合高齢者在宅サービスセンター地域交流スペース設置	契約金額の変更(増額)
その他改修に伴う電気設備工事(総務部施設課)	変更前 30,800,000 円 変更後 31,104,700 円
中落合高齢者在宅サービスセンター地域交流スペース設置	契約金額の変更(増額)
その他改修に伴う機械設備工事(総務部施設課)	変更前 35,860,000 円 変更後 36,927,000 円
新宿区角等特別出張所等区民施設自動火災報知設備等改	契約金額の変更(増額)
修工事(総務部施設課)	変更前 31,680,000 円 変更後 32,300,400 円
新宿区立中強羅区民保養所宿泊棟外壁改修その他工事	契約金額の変更(増額) 工期の変更
(総務部施設課)	変更前 94,380,000 円 変更後 108,501,800 円
新宿区立中強羅区民保養所受水槽その他給排水設備改修	契約金額の変更(増額)
工事(総務部施設課)	変更前 11,418,000 円 変更後 11,705,100 円
新宿区立四谷小学校普通教室設置等工事	契約金額の変更(減額)
(総務部施設課)	変更前 28,490,000 円 変更後 26,665,100 円
新宿区立東戸山小学校外1校土砂災害補強改修工事	契約金額の変更(増額)
(総務部施設課)	変更前 44,033,000 円 変更後 46,547,600 円
道路改良工事(小滝橋通り第Ⅲ期)	契約金額の変更(増額) 工期の変更
(みどり土木部道路課)	変更前 68,801,700 円 変更後 75,142,100 円
便益施設等改修工事	契約金額の変更(増額)
(みどり土木部みどり公園課)	変更前 31,647,000 円 変更後 31,970,400 円
新宿区立江戸川小学校外14校給食調理室用給湯器更新	工期の変更(契約金額の変更なし)
工事(教育委員会事務局学校運営課)	契約金額 18,620,800 円

※契約金額変更の主な事由 施工段階の現場調査の結果に伴う仕様変更 など

※工期変更(契約金額の変更なし)の主な事由 新型コロナウイルス感染拡大による工期延伸 など

資料 関係法規

新宿区契約事務規則(昭和39年新宿区規則第15号)から抜粋

(随意契約によることができる場合の予定価格の額)

- 第39条 政令第167条の2第1項第1号に規定する普通地方公共団体の規則で定める予 定価格の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 工事又は製造の請負 130万円
 - (2) 財産の買入れ 80万円
 - (3) 物件の借入れ 40万円
 - (4) 財産の売払い 30万円
 - (5) 物件の貸付け 30万円
 - (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(見積書の徴取)

- 第40条 契約締結権者は、随意契約を行おうとするときは、見積競争により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約を締結しようとする場合には、契約締結権 者は、1人から見積書を徴する方法(単数見積)によることができる。
 - (1) 特定の者と契約せざるを得ない契約
 - (2) 工事又は製造 (印刷を含む。) の請負契約 (前号に該当するものを除く。)で、1件 の予定価格が30万円未満のもの
 - (3) 前号以外の契約(第1号に該当するものを除く。)で、1件の予定価格が10万円未満のもの

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)から抜粋

(支払の時期)

第6条 第4条第2号の時期(※対価の支払の時期)は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日(以下この規定又は第7条の規定により約定した期間を「約定期間」という。)以内の日としなければならない。

印刷物作成番号 2022-4-5101

令和4年度 定期監査(後期)結果報告書

令和5年2月 発行 新宿区監查事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1 電話 (03) 5273-4579 (ダイヤルイン) FAX (03) 5273-3539

この印刷物は、業者委託により390部印刷製本しています。その経費として、 1部当たり143円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や 配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。 本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。